

## 特定保険業者の移行見込み （平成 20 年 3 月 31 日現在）

特定保険業者の移行見込みについて H20. 3. 31 時点で取りまとめたものであり、今後変更があり得る。

移 行 形 態	平成 20 年 3 月末
a. 保険会社へ移行するもの	5 ( 1.2%)
b. 少額短期保険業者へ移行するもの	60 (14.0%)
c. 保険業法の適用除外となって共済事業を継続するもの (注1)	179 (41.6%)
d. 他の保険会社等との団体契約を締結し、契約者への保障を継続するもの	114 (26.5%) *
e. 他の保険会社等へ共済契約を移転等するもの	21 ( 4.9%) *
以上、契約者への保障が継続されるもの [A] ( a + b + c + d + e )	379 (88.1%)
単純に廃業するもの [B]	51 (11.9%) *
合 計 [A] + [B]	430 (100.0%)

(注 1) 適用除外化の例

- ・ 慶弔見舞金として、社会通念上妥当な金額の範囲内の給付とする。
- ・ 契約者を 1 千人以下とする。
- ・ 一の職場内共済に運営を変更するなど、保険業法の適用除外規定に沿った形で運営する。

(注 2) \* は、共済事業としては、廃業となる見込みのもの(合計 186 業者[43.3%])。